

老発 1001 第 9 号
令和 2 年 10 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

匿名介護情報等の提供に関するガイドラインについて

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号。以下「改正法」という。）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴いた上で、介護保険法に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護データ」という。）を研究機関等に提供すること、また、提供を行う場合には、匿名介護データを高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態（以下「連結匿名データ」という。）で提供することを可能とする規定が整備された。

これを受け、本日、改正法の一部の施行に伴い、匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会等における議論を踏まえ、匿名介護データ及び連結匿名データの提供に係る事務処理及び審査の基準等を定めた「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」を別添のとおり策定したので通知する。

貴職におかれては、本ガイドラインについて御了知いただくとともに、貴管下の市区町村、関係機関等へ周知していただくよう御協力方お願いする。

なお、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、都道府県知事及び市町村長が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、本ガイドラインに基づく取扱いの対象ではなく、厚生労働大臣は当該求めに係るデータを都道府県知事及び市町村長に提供することができることを申し添える。